

令和7年度

なごや子どもの権利条例
マスコットキャラクター
なごっちゃん



保育所・認定こども園・ 小規模保育事業・家庭的保育事業等 の利用のご案内（2・3号認定）

【もくじ】

1	教育・保育施設等の種別と概要	・・・P 1
2	教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）	・・・P 2
3	保育の必要な事由と認定期間	・・・P 3
4	保育の必要時間	・・・P 4
5	利用対象年齢と利用時間	・・・P 5
6	利用申込方法と申込受付期間	・・・P 6
7	必要書類	・・・P 7
8	マイナンバーの提出	・・・P 9
9	利用調整	・・・P 10
10	利用者負担額（保育料）等	・・・P 19
11	施設利用開始後の手続き	・・・P 20
12	施設の利用等に関するQ & A	・・・P 23
13	その他	・・・P 24
14	お問合せ先	・・・P 27

保育所等の利用に関する情報

動画「はじめの一步」

保育所等を利用するまでのいろいろがわかる動画を公開しています。

視聴はこちら



市公式 LINE

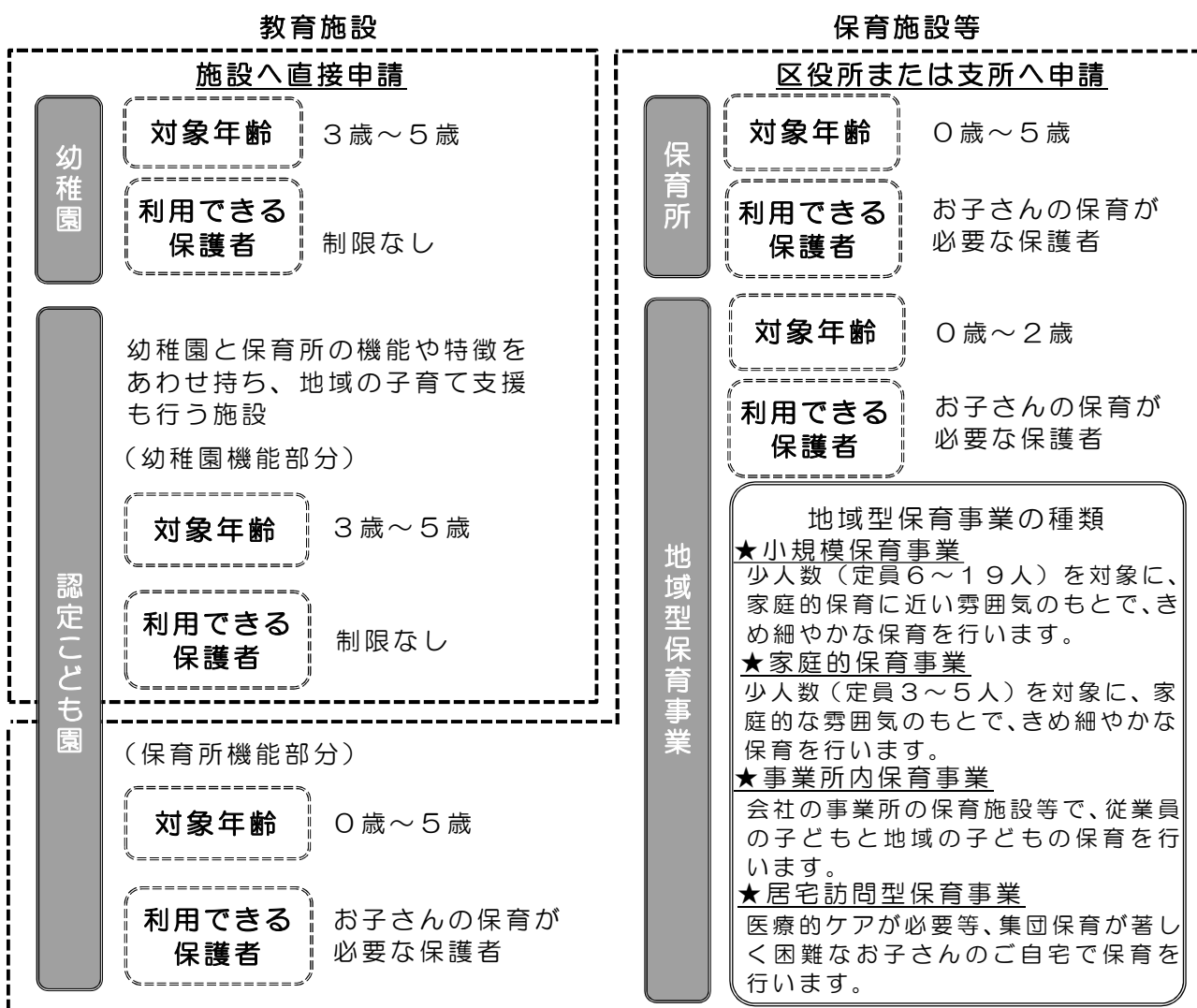
申込方法や利用調整等に関する疑問にお答えします。

登録【ID:@nagoyacity】はこちら



名古屋市

1 教育・保育施設等の種別と概要



※ 全て認可施設・事業です。

※ 対象年齢はクラス年齢です。令和7年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス年齢	生年月日
0歳児	令和 6年4月2日以降の生まれ
1歳児	令和 5年4月2日生まれ～令和 6年4月1日生まれ
2歳児	令和 4年4月2日生まれ～令和 5年4月1日生まれ
3歳児	令和 3年4月2日生まれ～令和 4年4月1日生まれ
4歳児	令和 2年4月2日生まれ～令和 3年4月1日生まれ
5歳児	平成31年4月2日生まれ～令和 2年4月1日生まれ

※ 施設・事業所によって利用できる年齢(クラス年齢)が異なります。

- 教育施設の利用を希望される方は、施設へ直接申請してください。利用の決定は施設が行います。
- 保育施設等の利用を希望される方は、お住まいの区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課へ申請してください。区役所で利用調整基準表(12ページから14ページ)に沿って利用調整を行い、利用できる保育施設等を決定します。
- 施設の利用に際しては、施設ごとに発行する重要事項説明書※や契約書等の内容を確認してください。
- 保育所以外の施設の利用にあたっては、保護者と施設で直接契約を結びます。

※重要事項説明書：保育所等の開所日、開所時間、休日等に関する運営についての重要事項や、職員体制、給食費等の実費徴収の有無、その他の事項を説明したもの。

2 教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）

「子ども・子育て支援新制度」では、教育・保育施設等の利用をする際に、お子さんについて、利用のための保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）をし、支給認定証を交付します。

※ 私学助成幼稚園については、教育・保育給付認定ではなく、幼児教育・保育の無償化に係る認定（施設等利用給付認定）を受ける必要があります。詳しくは、利用を希望する幼稚園または下記までお問合せください。

名古屋市無償化事務センター：052-211-8606

教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）とは？

お子さんの年齢と保育の必要性によって、教育・保育給付1号認定、教育・保育給付2号認定または教育・保育給付3号認定の3区分があります。区分に応じて利用できる教育・保育施設等が異なります。

区 分		保育の必要性	
		保育の必要性あり 父母がいずれも就労をしているなど、3ページの「保育の必要な事由」に該当する場合	保育の必要性なし 父母のどちらかが3ページの「保育の必要な事由」に該当しない場合や、事由に該当するが、父母以外の人にお子さんを預ける場合等
子どもの年齢	満3歳以上	教育・保育給付2号認定	教育・保育給付1号認定
	満3歳未満	教育・保育給付3号認定	認定対象外

★教育・保育給付2号認定のお子さんは・・・
保育所・認定こども園（保育所機能部分）を利用できます。

★教育・保育給付3号認定のお子さんは・・・
保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用できます。

認定や利用申込みの受け付けは、区役所または支所が行いますので、次ページ以降をご確認ください。

なお、認定できない場合は、保育施設等の利用はできません。

★教育・保育給付1号認定のお子さんは・・・

幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）を利用できます。

認定や利用申込みの受け付けは、施設が行いますので、施設に直接お尋ねください。

★認定の対象外の方は・・・

常態的に施設に預けることはできませんが、一時保育事業（24ページ）を利用できる場合があります。

3 保育の必要な事由と認定期間

教育・保育 2 号認定または 3 号認定と認定されるのは、①及び②の両方を満たす場合です。

① 保護者・お子さんとともに名古屋市民である

② いずれの保護者も下表の保育の必要な事由に該当する

保育の 必要な事由	具体的な保護者の状況	認定期限
就 労	月64時間以上、労働をすることを常態としていること (※1)	左の状態が継続すると見込まれる期間が属する月末まで
産前産後	出産予定日8週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)の日から出産日後8週間を経過するまでの期間内で、保育が必要な状況にあること	出産日から8週間経過する日の翌日が属する月末まで
疾 病 等	医師が作成した診断書により保護者の疾病もしくは負傷が確認できる状態にあること、または、右に掲げる手帳の交付を受けていること	① 身体障害者手帳 1 級から 4 級、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している場合は、有効期限の属する月末まで ② その他の場合は、医師等の作成した診断書等に記載されている終期が属する月の月末まで
親族介護	月16日以上かつ週16時間以上同居の親族その他の者を介護することを常態としていること	
災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害の復旧にあたっていること	災害の復旧が完了すると見込まれる日が属する月の末日まで
求職活動	就労する意思があり、求職活動に専念していること	認定開始日から90日を経過する日が属する月の末日まで
就 学	月16日以上かつ週16時間以上、職業能力開発施設において職業訓練を受け、または学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校などにおいて就学していること	卒業(修了)の予定日が属する月の末日まで
発達援助	他の事由に該当しないが心身の発達に遅れのあるおおむね3歳以上のお子さんを監護しており、そのお子さんの障害の程度が別に定める基準を満たしていること	お子さんの就学前日まで
育児休業	下の子の育児休業中で上の子について家庭で保育をしている場合、上の子が4月1日において満3歳(4月2日生まれの場合、満4歳)以上であること(※2)	育休終了日の属する月の末日まで

◎ 認定期間は最長で、お子さんの就学(お子さんが満3歳未満の場合は、お子さんが満3歳に到達する)前日までです。

◎ 保護者のいずれかが保育の必要な事由に該当しない場合は、認定できません。

◎ 育休は育児に専念する期間であるため、育休取得中において、育休対象の子どもについては、原則認定できません。

◎ 認定できない場合は、保育施設等の利用はできないため、利用決定を取消す場合があります。

(※1) 申請時点で産休・育休中で、利用開始月中に復職しない場合は「就労」に該当せず、認定できません。

(※2) 育休対象のお子さんの、既に施設を利用しているきょうだいについては、きょうだいの年齢を問わず「育児休業」に該当し、認定できます。

4 保育の必要時間

保育の必要性がある教育・保育給付2号認定または教育・保育給付3号認定と認定される場合は、保育の必要な事由によって、保育の必要時間を「保育標準時間」と「保育短時間」に区分して認定します。

保育標準時間と保育短時間

保育の必要時間	施設の利用上限時間	利用者負担額（保育料）
保育標準時間	1 日上限 11 時間 ※11 時間の利用可能な時間帯を超えて利用するときは延長保育の利用となります。（5 ページの図をご覧ください。）	保護者の所得に応じて名古屋市が定める額
保育短時間	1 日上限 8 時間 ※8 時間の原則的な保育時間帯を超えて利用するときは延長保育の利用となります。（5 ページの図をご覧ください。）	標準時間の利用者負担額（保育料）の 98.3%を基準に名古屋市が定める額

実際の利用時間は、原則保育標準時間・保育短時間それぞれの上限時間の範囲内で、施設長が保護者の状況を考慮して決定します。

保育の必要な事由と原則的な保育の必要時間

保育の必要な事由	保育標準時間	保育短時間	保育の必要時間の認定の基準
就 労	○	○	保育標準時間：月 120 時間以上の就労 保育短時間：月 120 時間未満の就労
産前産後	○	○	保護者の希望による
疾 病 等	○	○	保護者の希望による
親族介護	○	○	保育標準時間：月 120 時間以上の介護 保育短時間：月 120 時間未満の介護
災害復旧	○	○	保護者の希望による
求職活動		○	—
就 学	○	○	保育標準時間：月 120 時間以上の就学 保育短時間：月 120 時間未満の就学
発達援助		○	—
育児休業		○	—

◎ 保護者それぞれの保育の必要時間が「保育標準時間」と「保育短時間」で異なる場合は、「保育短時間」の認定となります。

5 利用対象年齢と利用時間

(1) 利用対象年齢

産休あけ（原則生後 57 日目）から小学校就学前までのお子さんが対象となりますが、施設によって利用ができる年齢（クラス年齢）が異なります。利用できる期間は最長で、保育の必要性が認められた期間内で、施設の卒園年齢に属する年度の末日までです。

(2) 利用時間

① 開設時間

施設の開設時間はおおむね午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分ですが、施設によって異なります。また、11 時間の開設時間を超えて延長保育事業を行っている施設もあります。

② 利用時間

保育標準時間認定：1 日上限 11 時間

保育短時間認定：1 日上限 8 時間

実際の利用時間は、施設の開設時間内で、施設長が認定区分や保護者の状況を考慮して決定します。

なお、利用開始当初には、お子さんが施設に慣れるため、短い利用時間から始めること（「**ならし保育（なれ保育）**」といいます。）がありますので、ご了承ください。

③ 原則的な保育時間

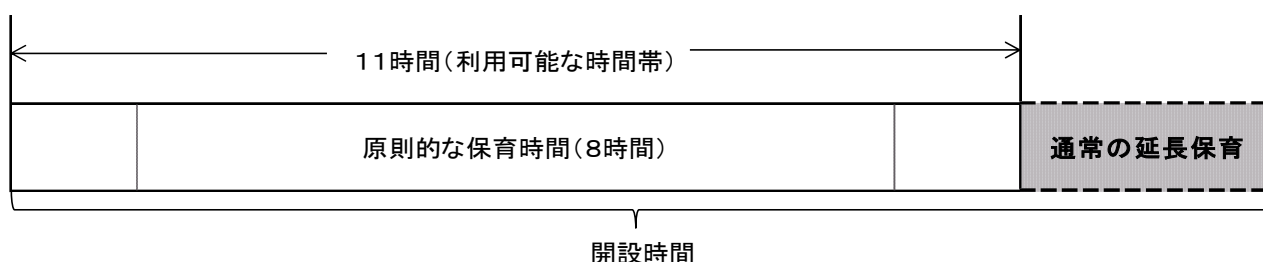
原則的な保育時間（8 時間）は施設によって異なります。

また、保育短時間認定を受けた方が、施設で定める原則的な保育時間をはずれて利用した場合は、延長保育の利用となり、延長保育料が別途かかります。

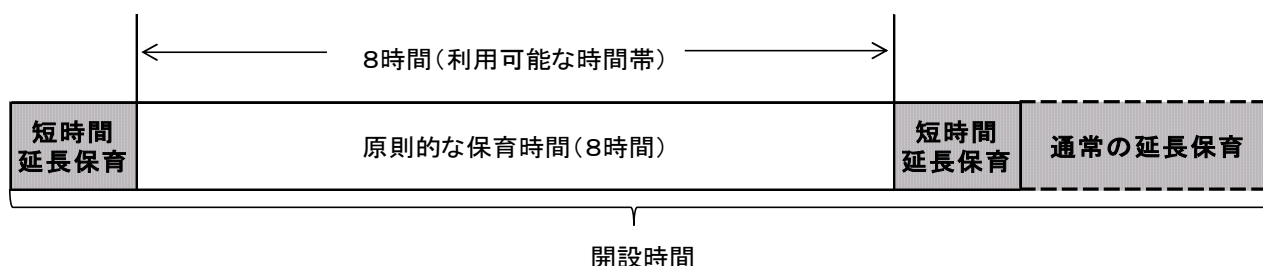
なお、保育標準時間認定を受けた方も、11 時間の開設時間を超えて利用するときは、延長保育の利用となり、延長保育料が別途かかります。

※延長保育料については幼児教育・保育の無償化の対象外となります。

【保育標準時間】



【保育短時間】



6 利用申込方法と申込受付期間

(1) 申込方法

① 区役所等窓口持参申込み

お住まいの区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課へ必要書類をご提出ください。

② 電子申請システムを活用したオンラインによる申込み

令和7年4月1次申込みについては、本市電子申請システムからオンラインによる申込みが可能です。ただし、令和7年4月2次申込みや年度途中からの利用開始を希望する場合の利用申込み、連携施設（卒園した後の保育利用）への利用申込みの場合は、「①区役所等窓口持参申込み」に限られます。

オンライン申込みは、パソコンやスマートフォンから行うことができます。オンライン申込み送信後は、必要書類の追加・申込み内容の修正はできません。事前に「申込みに必要な書類がすべて揃っているか」「申込内容に誤りがないか」をご確認のうえ、送信してください。

★オンライン申込みの詳細は、本市公式ウェブサイトよりご確認ください。

<https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000143883.html>

申込みについて、区役所や支所から内容確認の連絡をする場合があります。



(2) 申込受付期間

① 令和7年4月からの利用を希望する場合

申込方法	1次申込み受付期間
区役所等窓口	令和6年10月15日（火）から令和6年12月10日（火）
オンライン	令和6年10月15日（火）から令和6年11月26日（火）

発達の遅れ（集団保育が可能な程度）があるお子さんや医療的配慮を必要とするお子さん等特別な支援が必要な場合には、受付期間が上記と異なります。詳細については、「広報なごや」区版の9月号又は10月号をご確認ください。結果は、令和7年2月中旬頃に通知します。

なお、利用開始希望日時点でお子さんが受入月齢を超える見込みの場合は、出生前でも申込みは可能です。結果については出生確認後通知します。

また、1次申込み受付終了後令和7年3月10日（月）まで、追加の申込み（2次申込み）を受付けます。1次申込みで定員に満たなかった等空きがある施設の利用者を決定します。結果は、令和7年3月下旬頃に通知します。

② 年度途中からの利用を希望する場合

利用開始希望日の前月の15日（休庁日の場合は、翌開庁日）までにお申込みください。結果は、利用開始希望日の前月の22日頃に通知します。

③ 連携施設（卒園した後の保育利用）への申込み

令和8年4月利用申込みに関して、卒園後の受け皿についての「連携施設」を設定している地域型保育事業や卒園年齢が満3歳または満4歳の保育所を卒園した後に、「連携施設」の利用を希望する場合は、令和7年8月に受付予定の「優先枠」への利用申込みをすることができます。

(3) その他

① 施設の見学

申込前に、希望する施設と見学日時等調整のうえで、お子さんと一緒に見学を行い、保育時間や保育内容をご確認ください。

② 特別な支援を必要とするお子さんについて

発達の遅れ（集団保育が可能な程度）があるお子さんや医療的配慮を必要とするお子さん等特別な支援が必要な場合には、申込前にお住みの区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課へ必ず相談してください。

また、お子さんの心身の状態や発達について気がかりな点がある場合や、健診時や医療機関の受診時に指摘されたことがある場合は、状況確認票にご記入ください。

7 必要書類

記入漏れや記入内容の誤りがないことをご確認のうえ、以下①～⑤の書類をご提出ください。

① 教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（※1）

② 保育所等利用申込に係る申込児童等の状況確認票（※1）

③ 家庭でお子さんの保育ができない状況を確認できる書類（いずれの保護者も提出が必要です。）

保育の必要な事由	必 要 書 類
就 労	就労証明書（※1）、内職証明書（※1） のいずれかと 直近3か月の収入がわかる書類（自営業主及び親族の経営する事業等で雇用される場合）
産 前 産 後	出産（予定）証明書、母子健康手帳【表紙と出産予定日のわかるページ】（写し） のいずれか
疾 病 等	身体障害者手帳（写し）、愛護手帳（写し）、精神障害者保健福祉手帳（写し）、 診断書（※1） のいずれか
親 族 介 護	介護に関する申告（証明）書（※1）
災 害 復 旧	罹災証明書
求 職 活 動	求職活動申立書（※1）
就 学	就学証明書（※1）、在学証明書と時間割表（カリキュラム表）またはタイムス ケジュール申告書（※1） のいずれか
発 達 援 助	発達質問票（※1）（※2）
育 児 休 業	就労証明書（※1）（復職予定の方は復職（予定）日等も記入されたもの）

◎ 証明書類は、証明日から3か月以内のものをご提出ください。

◎ ①と②は利用を希望するお子さんの人数分必要です。③はきょうだいで兼ねることができます。

◎ 離婚前提の別居等により保護者のいずれかの書類の提出が困難な場合は、離婚調停中であることが確認できる家庭裁判所の書類等が必要となります。

（※1）の用紙は、区役所民生子ども課・支所区民福祉課で配付及び「ここなご」からダウンロード可能としています。利用調整等の資料となりますので、必ず所定の書式を利用してください。

（※2）保育の必要な事由に関わらず、発達の遅れ（集団保育が可能な程度）があるお子さん等特別な支援が必要なお子さんの利用申込みには、原則「発達質問票」の提出が必要です。

④ 収入・税額の確認できる書類（いずれの保護者も提出が必要です。）

区分	住所地	提出・提示書類
令和7年 4～8月利用開始の方	名古屋市	特にご提出いただく書類はございません。
	令和6年1月1日 時点の住所地 その他の市町村	認定申請時にマイナンバーを記載いただき、9ページの本人確認が完了した場合は、下記の書類の提出は原則不要です。 【マイナンバーを記載しない場合】 以下のいずれかの書類をご提出ください。 ○令和6年度市町村民税課税証明書（※1） ○令和6年度市町村民税額非課税証明書 （原則令和6年1月1日時点の住所地の市町村にて取得できます。）
	その他	収入（無収入）申告書（令和5年1月～12月分）（※2）（※3）
令和7年 9月以降利用開始の方	名古屋市	特にご提出いただく書類はございません。
	令和7年1月1日 時点の住所地 その他の市町村	認定申請時にマイナンバーを記載いただき、9ページの本人確認が完了した場合は、下記の書類の提出は原則不要です。 【マイナンバーを記載しない場合】 以下のいずれかの書類をご提出ください。 ○令和7年度市町村民税課税証明書（※1） ○令和7年度市町村民税額非課税証明書 （原則令和7年1月1日時点の住所地の市町村にて取得できます。）
	その他	収入（無収入）申告書（令和6年1月～12月分）（※2）（※3）

◎ 幼児教育・保育の無償化の対象となる場合も、副食費徴収免除対象者の判断や特別保育事業の階層区分を決定するために必要です。

◎ 未申告の場合や所得が確認できない場合は、利用調整において不利になる場合があります。

◎ 祖父母が同居している世帯については、祖父母の上記書類の提出やお子さんの健康保険証の提示等が必要な場合があります。

◎ 離婚前提の別居等により保護者のいずれかの書類の提出が困難な場合は、離婚調停中であることが確認できる家庭裁判所の書類等が必要となります。

（※1）省略のないものをご提出ください。

（※2）の用紙は、区役所民生子ども課・支所区民福祉課で配付及び「ここなご」からダウンロード可能としています。利用者負担額（保育料）等決定の資料となりますので、必ず所定の書式を利用してください。

（※3）海外居住者等で市町村民税の課税がされない海外での所得がある場合、保育料等は海外所得を含めて算定しますので、申込時にお申し出いただくとともに、収入のわかる資料をご提出ください。

⑤ その他の提出書類

利用者負担額（保育料）等の決定や利用調整を行うにあたって、以下の書類の提出が必要な場合があります。

- 児童扶養手当受給者資格証またはひとり親医療証の写し
- お子さんを認可外保育施設等に有償で預けていることが分かる書類（契約書など）の写し
- 就学前のきょうだいが保育所等以外の施設・事業に在園（通園）していることがわかる書類（在園証明書、通園証明書等）

特定の施設・事業	書類の提出
幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園に限る）、認定こども園、認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業	原則不要 （利用予定等の場合には必要となる場合があります。）
企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援施設及び居宅訪問型児童発達支援事業などに通っている、通う予定の方	必要

- ご家族の身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し、介護保険証の写し
- 祖父母についての「家庭でお子さんの保育ができない状況を確認できる書類」（65歳未満の祖父母が同居している場合）
- お子さんに医療的ケアが必要な場合、別途必要な書類がありますので、区役所民生子ども課または支所区民福祉課までご相談ください。

※上記の他にも必要な書類の提出を区役所から依頼する場合があります。申込時に用意できない場合は、区役所民生子ども課・支所区民福祉課の案内に従い、申込締切日までに提出（提示）してください。

8 マイナンバーの提出

教育・保育給付認定にかかる申請については、マイナンバーの記載対象です。マイナンバーを記載する際は、本人確認として「①」または「②と身分証明書」のいずれかを提示する必要があります。

① マイナンバーカード⇒その他の身分証明書の提出は不要です。

② 通知カード（※）、マイナンバーが記載された住民票 等

※記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー）の変更を行うべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合に限る。

⇒以下の表のいずれかの身分証明書を合わせてご提示ください。

②+右記のいずれか1枚	運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳（愛護手帳）、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書 等
②+右記のいずれか2枚	公的医療保険の被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等

※代理の方（申請者の配偶者（例：申請者が父で窓口手続きに来られる方が母）の場合も該当）が手続きされる場合は、申請書の委任状欄の記載及び代理の方の①または身分証明書と申請者の①または②の書類が必要です。

※マイナンバーを記載・提出せずに申請することも可能です。

9 利用調整

(1) 利用調整

① 利用調整の概要

施設の受入れ可能な人数を超える申込みがあり、希望するお子さんすべてが利用できない場合に「利用調整基準表」に沿って利用調整を行い、以下のように利用者を決定します。

- ① 保育の必要な事由等から、9ランク（A～Iランク）のいずれかのランクを適用します。
- ② 個別の事情をランク調整や調整指数により反映します。
 - ・ひとり親家庭
 - ・産休や育休からの職場復帰
 - ・きょうだい既に利用している
 - ・小規模保育事業所等の卒園に伴う申込み など
- ③ ランクが高いお子さんから利用者を決定し、ランクが並んだ場合は調整指数が高いお子さんから順番に利用者を決定します。

② 利用調整に関する注意事項

- 申込書の希望施設・事業所欄には保育所・認定こども園・地域型保育事業を第6希望まで記入できます。利用調整は申込書に記入された施設について行います。
- 発達の遅れ（集団保育が可能な程度）があるお子さん等特別な支援が必要な場合には、保育の必要な事由「その他」として利用調整を行うことがあります。また、申込みが施設の受入れ可能な人数を超えない場合でも、施設の受入れ体制等の理由により安全な集団保育を受けることが困難であることにより、利用保留となることがあります。
- 申込締切日までに提出いただいた資料に基づき利用調整をします。申込みに必要な書類（保育利用申込書、家庭でお子さんの保育ができない状況を確認できる書類等）は申込締切日までに提出ください（必着）。
なお、ご提出が遅れた場合には本来のランクや調整指数で利用調整できないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 求職活動の事由で利用しており、令和7年4月以降も求職活動の事由で継続して施設の利用を希望する方については、申込締切日までに改めて施設・事業所の利用申込みをいただき、「利用調整基準表」に沿って利用調整を行ったうえで、令和7年4月以降に利用できる施設の決定を再度行います。

(2) その他

① 市外の施設の利用を希望する場合の手続きについて

本市外の施設を利用する場合、お住まいの区の区役所民生子ども課・支所区民福祉課に認定申請と保育利用申込みをしてください。あらかじめ希望先の市区町村に申込みの可否・締切日・必要書類等をご確認のうえ、余裕を持って手続きをしてください。

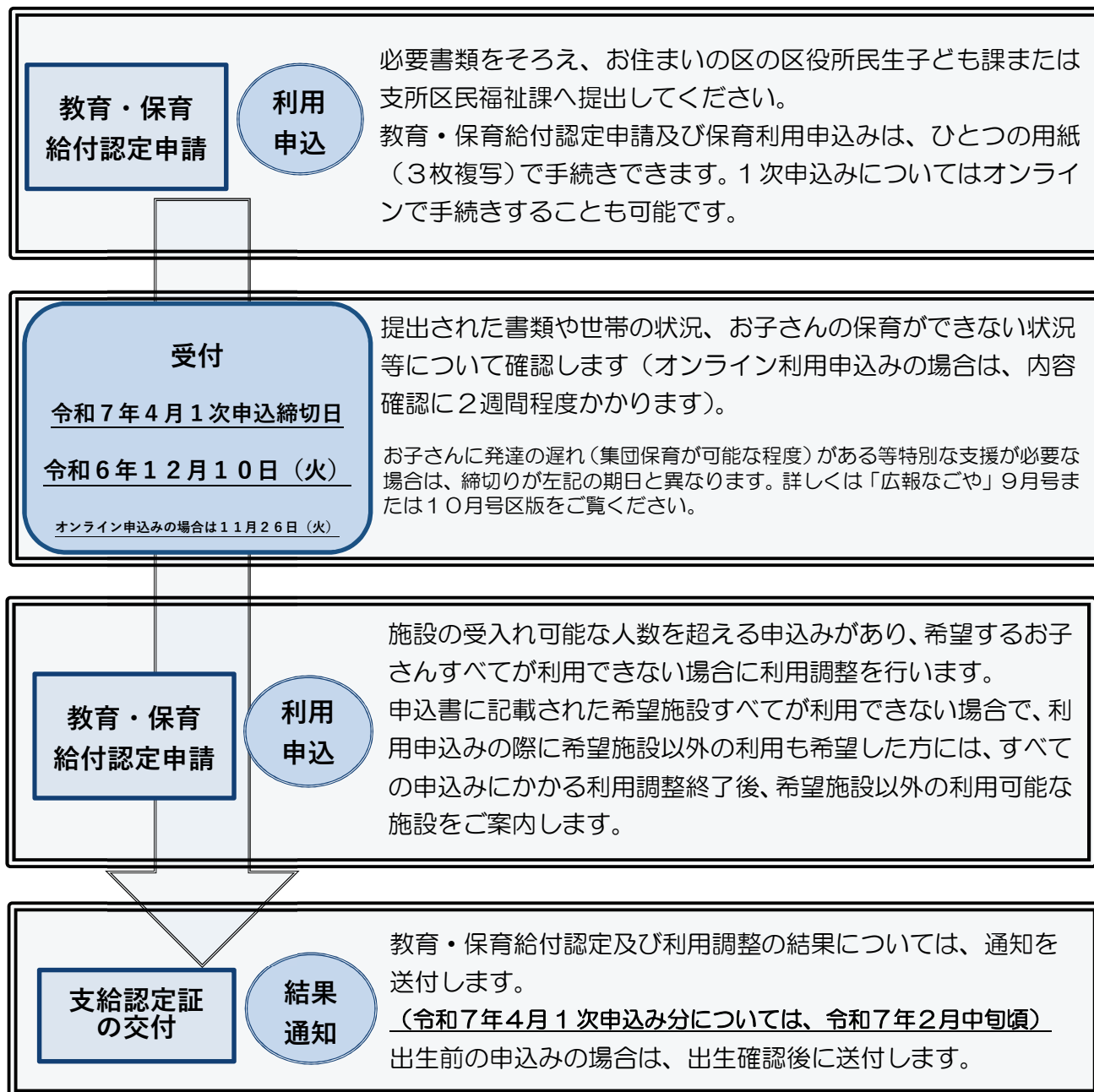
② 市内に転入予定の方の手続きについて

利用開始希望日までに本市内に転入される方で、申込み時点で転入先の住所が確認できる場合は、転入前に、転入先の区の区役所民生子ども課・支所区民福祉課へ申込みをすることができます。引越し先の賃貸借契約書の写し等を添えてお申込みください。

③ 書類提出後の変更手続きについて

認定申請や利用申込みの内容に変更があった場合は手続きが必要となりますので、お住まいの区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課にご相談ください。

(3) 保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）申請及び利用申込手続きの流れ



追加の申込み（2次申込み）締切日 令和7年3月10日（月）

1次申込みで定員に満たなかった等の理由で空きがある施設の利用者を決定します。
1次申込みの結果が保留の場合には、再度の申込みは不要です。
結果は3月下旬頃に通知します。

- 結果が保留の方については、同一年度内に希望施設に空きが生じた場合は、再度利用調整を行います（同一年度内の保育利用申込書の再提出は不要です）。
- 既に教育・保育施設を利用している方や利用の内定を受けている方で、別の施設への利用申込みをされる場合は、別の施設への利用申込みをされる旨を現在利用または内定している施設にあらかじめお伝えください。

利用調整基準表

(基準の考え方)

- * ランクはA、B、C、D、E、F、G、H、Iの順に利用調整の優先順位が高いものとします。
- * 利用調整に当たっては、基準表に基づき保育の必要な事由によりA～Hの順に区分し、その他の世帯状況を調整指数として加減点することで、総合的に保育の必要な程度を判定し、利用決定の優先順位を判断します。
- * 育児休業からの復職に伴う申込みで、教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書「育児休業からの復職意思の確認」欄において、「希望する保育所等に入所できない場合は育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は、ランクを下げる取扱い（Iランク）とします。Iランクの場合も希望する施設の定員に空きがある等の場合には利用決定します。
- * 父母でランクが異なる場合は、優先順位の低いランクを適用します。
- * 就労時間が日によって異なる場合は、平均的な勤務時間で判断します。
- * 部分休業・時短勤務の方のランクは休業がない場合の勤務時間で判断します。
- * 勤務（就労）時間は、残業時間を含まず休憩時間（上限1日1時間）を含んだ規定の時間を指します。
- * 複数の保育の必要な事由に該当する場合、主たる要件のランクを基に利用調整します。

(基準日について)

- * 就労等により現在すでに保育の必要な状況にある場合、申請時点での状態を保育利用申込書に記載してください。
- * 現在は保育の必要はないが、利用予定月から保育の必要な状況がある場合は、利用希望日の属する月の予定を保育利用申込書へ記載してください。
- * 利用申込み以降状況が変わった場合、速やかに社会福祉事務所まで申出てください。

保育の必要な事由	保護者が保育できない理由・状況		ランク	その他の世帯状況
就 労 (※1)	1日4時間以上かつ週4日以上の勤務に該当する場合	1週40時間以上勤務	A	【ランクアップ項目】 ①については3ランクアップします。
		1週30時間以上勤務	B	
		1週24時間以上勤務	C	
		1週16時間以上勤務	D	
	1日4時間以上かつ週4日以上の勤務には該当しないが、月64時間以上働いている		F	②～⑤については各項目1ランクずつアップします。 ②について、既に施設を利用している子どもが障害児認定を受けている場合は2ランクアップします。
	就労予定		(※2)	
産 前 産 後	出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する		H	①～⑤の複수에該当する場合は3ランクアップを上限とします。Aランクに達した場合やIランク及び※4の場合は、1ランクアップを2点とし、調整指数に読み替えます。 ①ひとり親世帯等 ②既にきょうだいが利用している施設への申込 ③乳児専門保育所・準乳児専門保育所・小規模保育事業所・家庭的保育事業所等の卒園児 ④生計主宰者の失業 ⑤認定こども園を利用している子どもが1号から2号に認定区分が変更になり、引き続き当該施設の利用を希望する場合
病 気・けが	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合		A	
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合		B	
	通院加療を行い、月16日以上かつ週16時間以上の安静が必要で保育が困難な場合		D	
障 害	通院加療を行い、月16日かつ週16時間に満たない安静が必要で保育が困難な場合		H	
	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛護手帳（療育手帳）の交付を受けていて、保育が常時困難な場合		A	①～⑤の複수에該当する場合は3ランクアップを上限とします。Aランクに達した場合やIランク及び※4の場合は、1ランクアップを2点とし、調整指数に読み替えます。 ①ひとり親世帯等 ②既にきょうだいが利用している施設への申込 ③乳児専門保育所・準乳児専門保育所・小規模保育事業所・家庭的保育事業所等の卒園児 ④生計主宰者の失業 ⑤認定こども園を利用している子どもが1号から2号に認定区分が変更になり、引き続き当該施設の利用を希望する場合
	身体障害者手帳3級または精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合		B	
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合		D	
親族の介護	病人や障害者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ週40時間以上保育が困難な場合		A	①ひとり親世帯等 ②既にきょうだいが利用している施設への申込 ③乳児専門保育所・準乳児専門保育所・小規模保育事業所・家庭的保育事業所等の卒園児 ④生計主宰者の失業 ⑤認定こども園を利用している子どもが1号から2号に認定区分が変更になり、引き続き当該施設の利用を希望する場合
	病人や障害者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合		C	
	病人や障害者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週16時間以上保育が困難な場合		E	
災 害 復 旧 へ の 従 事 等	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧にあたっている、または感染症拡大時等において社会機能の維持のために事業継続が必要と国等が指定する事業等に従事している（但し、本市が定める期間に申込をした者に限る。）		A	①ひとり親世帯等 ②既にきょうだいが利用している施設への申込 ③乳児専門保育所・準乳児専門保育所・小規模保育事業所・家庭的保育事業所等の卒園児 ④生計主宰者の失業 ⑤認定こども園を利用している子どもが1号から2号に認定区分が変更になり、引き続き当該施設の利用を希望する場合
就 学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月16日以上かつ週30時間以上就学している		C	
	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月16日以上かつ週24時間以上就学している		D	
	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月16日以上かつ週16時間以上就学している		E	
求 職 中	求職中		H	①～⑤は優先順位ではありません。
育児休業中の利用 (3歳以上に限る)	当該年度復帰予定の復帰時点前月まで		(※3)	
	翌年度以降の復帰		H	①～⑤は優先順位ではありません。
そ の 他	児童福祉の観点や子どもの発達支援のために、社会福祉事務所長が特に必要と判断した場合		(※4)	

(※1) 内職または自営業専従者及び家族従業者の場合は就労実態に基づくランクから1ランクダウンします。

(※2) 就労予定の場合は就労時点就労実態に基づくランクから1ランクダウンします。

(※3) 復帰当月時点就労実態に基づくランクから2ランクダウンします。

(※4) 当該子ども・世帯の状況に応じてランク、利用先を社会福祉事務所長が別途判断します。

調整指数

< 調整指数について >

同じランクで並んだ場合、世帯や子どもの状況に応じて加点・減点を行い、点数の高い順に優先順位が高いものとします。

保育の代替手段	指数	備考
乳児専門保育所、準乳児専門保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所等の卒園児	5	
育児休業からの復職	3	
申込時点で保育の必要な事由があり、申込児を認可外保育施設等に有償で預けている	3	世帯の最終適用ランクが「就労予定」「求職中」以外による場合であり、契約書等証明資料等がある場合に限る。ただし、育児休業からの復職により加点されている場合は除く。
申込児を6 5歳未満の親族に預けている	-1	世帯の最終適用ランクが「就労予定」「求職中」以外による場合に限る。
同一区内(支所管内にお住まいの方は同一支所管内)に保育可能な6 5歳未満の祖父母あり	-1	
保育可能な6 5歳未満の祖父母と同居している	-2	
利用施設の変更申込の場合 (乳児専門保育所、準乳児専門保育所、移管・統廃合予定の保育所(※1)、小規模保育事業所、家庭的保育事業所等からの変更申込及び既にきょうだいが施設を利用している場合の同一の施設への変更申込を除く)	-1	

(※1) 移管・統廃合予定の保育所からの変更申込とは、移管又は統廃合の期日が公表されている保育所からの変更申込でかつ、当該子どもの利用決定期間が当該期日を超える場合に限る。

世帯の状況	指数	備考
保護者が身体障害者手帳所持1・2級、愛護手帳所持、精神障害者保健福祉手帳所持1・2級の一つに該当する場合	5	父母個別の適用ランクが「障害」以外による場合であり、障害者手帳等証明資料がある場合に限る。
保護者が身体障害者手帳所持3級以下又は精神障害者保健福祉手帳所持3級で保育に著しく負担がかかる場合	3	
保護者が身体障害者手帳所持1・2級、愛護手帳所持、精神障害者保健福祉手帳所持1・2級の一つに該当する場合	3	父母個別の適用ランクが「障害」による場合であり、障害者手帳等証明資料がある場合に限る。
保護者が身体障害者手帳所持3級以下又は精神障害者保健福祉手帳所持3級で保育に著しく負担がかかる場合	2	
同居の家族内に身体障害者手帳3級以上、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて、保護者が日常的に介護している場合(当該子ども又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く)又は、同居の家族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合(在宅介護に限る)	2	父母どちらともの適用ランクが「親族の介護」以外による場合であり、障害者手帳や介護保険証等証明資料がある場合に限る。
別居の家族内に身体障害者手帳3級以上、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて、保護者が日常的に介護している場合(当該子ども又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く)又は、別居の家族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合(在宅介護に限る)	1	
保護者が継続的な入院、通院を必要としているきょうだい児の介護を行っている(施設入所、通所・通学の付添については含まない)	3	父母個別の適用ランクが「親族の介護」による場合に限る。
保護者が通信制大学、通信教育学生である	-1	父母個別の適用ランクが「就学」による場合であり、そのランクが世帯の最終適用ランクとなっている場合に限る。
生活保護世帯	1	
利用開始希望年度において、1 8歳に達した以後の最初の3月31日までのお子さんが3人以上いる世帯の第3子以降に該当する場合	1	

就労の状況	指数	備考
単身赴任	2	
毎月2回以上の夜勤を伴う勤務がある	1	
継続して3カ月以上就労をしている場合	1	父母個別の適用ランクが「就労予定」「求職中」による場合であり、そのランクが世帯の最終適用ランクとなっている場合に限る。
勤務実績が1カ月未満である	-1	父母個別の適用ランクが「就労予定」「求職中」以外による場合であり、そのランクが世帯の最終適用ランクとなっている場合に限る。
名古屋市内の保育所、認定こども園及び地域型保育事業所等に勤務する保育士等（※2）	2	

（※2）勤務場所として名古屋市私立幼稚園における預かり保育拡充事業、名古屋市私立幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）及び病児・病後児デイケア事業実施施設を含み職種として、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師、准看護師、保健師を含む。

ひとり親世帯等	指数	備考
ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいない場合	3	
ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいる場合	1	

きょうだいの状況	指数	備考
既にきょうだいが施設を利用している場合で、同一の施設に利用申込する場合 (きょうだいどちらかの利用施設に変更申込する場合を含む。同一施設の利用調整にのみ適用)	5	(※3)
きょうだいが同一の施設に利用申込する場合	4	
申込児が多胎児（双子、三つ子等）である場合	2	
申込児以外に利用申しない未就学児がいる	-1	

（※3）既に施設を利用している子どもが障害児認定を受けている世帯で、ランクアップ前のランクがAまたはBの場合や、Cランク以下で②のランクアップ項目以外によりランクアップしている場合の指数は8点とし、その他のランクの場合は指数を0点とする。

施設・事業所の希望順位	指数	備考
第1希望の施設・事業所	2	
第2希望の施設・事業所	1	

<同一ランク・同一指数で並んだ場合の優先順位表>

同一ランク・同一調整指数で並んだときは、以下の順に優先します。

1	きょうだいと同一施設への利用が見込める場合
2	当該施設の希望順位が高い場合
3	保育の必要な事由間の優先順位（①～⑨の順） ①災害復旧への従事等 ②病気・けが、障害 ③就労 ④親族の介護 ⑤就労（内職・自営協力者） ⑥就労予定 ⑦就学、育児休業中の利用 ⑧産前産後 ⑨求職中
4	世帯の所得が低い場合（※）
5	その他の世帯状況（施設との近接性・保育の必要な事由にかかる拘束時間・祖父母の状況等）から、より保育が必要である場合

（※）所得とは、合計所得金額をいう。また、未申告や所得が確認できない場合は、最下位として扱う。

【記載例】教育・保育給付認定申請書（2・3号認定用）兼 保育利用申込書

第2号様式

教育・保育給付認定申請書（2・3号認定用）

（宛先） 名古屋市 中 区長

令和 6 年 10 月 25 日

収受印

今回申込みをされるお子さんのきょうだいが既に施設・事業所を利用している場合は、その際にご提出いただいた申込書「保護者」欄に記入した方（本市からの通知の宛名となっている方）を、申請者【教育・保育給付認定保護者（原則、世帯主）】欄に記入してください。

申込み以後、転居を予定している場合は、記入してください。なお、市外から転入予定で利用申込みをされる場合は、転入先の住所が確認できる書類（賃貸借契約書の写し等）を提出してください。

の届出に関する資料を確認されることに同意します。また、施設・事業所に必要に応じ情報提供することに同意します。

■申請者【教育・保育給付認定保護者（原則、世帯主）】※教育・保育給付認定保護者が、利用料の納入義務者となります。

氏名 (フリガナ) ナゴヤ エビザベス 名古屋 エビザベス	電話番号 ① 090-xxxx-xxxx ② 080-xxxx-xxxx	子どもとの続柄 □父 □母 □() □父 □母 □(祖母)
現住所 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋マンション201号	転居(予定)先住所 〒464-8644 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋マンション201号	転居予定日(令和7年1月25日)
過去2年以内の転入歴 〇〇県 ▲▲市・町・村から R6年 3月 1日 転入	送付物発送先 □現住所 □転居(予定)先住所	

■申請児童及び世帯の状況(申請に係る児童の保護者、家族及び同居人)

区分	氏名	利用開始希望年度の4月1日時点での年齢を記入ください。	健康状態等
申請児童	(フリガナ) ナゴヤ ハチマル 名古屋 はち丸	男 □ 女 □ 生年月日 □ 平 □ 令 5年 5月 11日 4月1日時点 1歳 個人番号 9 6 3 8 5 2 7 4 1 0 9 6	□なし □あり(そば、卵) アレルギー 食事制限等 希望施設・事業所への相談 □済 □未 障害 □なし □あり()
世帯構成員	氏名	続柄	生年月日
ナゴヤ エビザベス	母	62年 12月 8日	健康状態等 □良好 □その他()
ナゴヤ タナモ	父	2年 7月 26日	健康状態等 □良好 □その他()
ナゴヤ クスノキ	姉	1年 9月 30日	健康状態等 □良好 □その他()
ナゴヤ マルハチ	祖父	33年 1月 4日	健康状態等 □良好 □その他(定期的診察院)
ナゴヤ コリ	祖母	34年 10月 1日	健康状態等 □良好 □その他()

備考(勤務先名称/通学(園)先名称等)
発達の遅れ等がある場合は、「あり」を選択し、発達質問票も提出してください。

申込み区分が「転園」の方は、「現在利用中の施設・事業所名称」および「転園にかかる意向」を必ず記入してください。

見学を予定している場合は、()内に見学予定日を記入してください。

■保育施設・事業所の利用申込み内容

申込み区分	希望施設・事業所	希望順位	希望利用時間	利用(転園)を希望する理由
新規 □ 卒園(3月末で卒園となる方) □ 転園(現在利用中(市外含む)の施設・事業所名称)	第1希望 千種 区 ××保育園	見学 □済 □未()	第4希望 千種 区 認定こども園〇〇	見学 □済 □未(R6.10.30)
★転園申込みの場合(他市町村から転入予定で申込み場合も含む)は、転園にかかる意向を選択してください。	第2希望 千種 区 △△こども園	見学 □済 □未()	第5希望 中 区 ★★保育園	見学 □済 □未()
□希望施設に利用決定したら現施設・事業所を退所します □利用調整結果に関わらず現施設・事業所を退所します	第3希望 千種 区 保育室☆	見学 □済 □未()	第6希望 中 区 △〇保育ルーム	見学 □済 □未(R6.11.22)
	利用(転園)を希望する理由 就労のため	育児休業からの復職予定の場合は、●復職の意思 ●復職時期 を必ず記入してください。		

希望施設・事業所のいずれも利用できない場合、すべての利用申込み者が希望する第6希望までの利用調整結果に基づき、希望する施設・事業所の受入年齢により月途中からの利用となる場合があります。

※必ずしも希望に沿った施設・事業所とは限りません

上記、希望施設・事業所以外の調整について □希望する □希望施設・事業所以外に希望する

希望利用時間
平日 8時 00分 から 17時 00分 まで
土曜日 時 分 から 時 分 まで
日・祝日 時 分 から 時 分 まで

送迎方法
送り □父 □母 □その他()
迎え □父 □母 □その他(祖母)
手段 □徒歩 □自転車 □車 □その他()

利用希望期間
開始日 令和 7 年 4 月 1 日 終了日 □就学前まで □令和 年 月 日まで
※開始日は原則、毎月1日付けとなりますが、希望する施設・事業所の受入年齢により月途中からの利用となる場合があります。

育児休業からの復職の意思
★育児休業からの復職予定で申込み場合は、いずれかを選択してください。
□直ちに復職を希望する □希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許可できる

希望する保育必要量
□保育標準時間(最大11時間まで) □保育短時間(最大8時間まで) ※なお、申請書の希望、保育の必要な事由、状況等から区役所が決定します

■父母等の「保育の必要な事由」 ※事由により必要書類が異なります。「保育所・認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業等の利用のご案内」をご確認ください。

区分	☑ 父・□()の状況 ※保護者が父以外の場合は、()に申請児童との関係を記入してください。	☑ 母・□()の状況 ※保護者が母以外の場合は、()に申請児童との関係を記入してください。
保育の必要な事由	☒ 就労 ☐ 産前産後 ☐ 疾病等 ☐ 親族介護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 発達援助 ☐ 育児休業(利用開始月に復職しない場合)	☒ 就労 ☐ 産前産後 ☐ 疾病等 ☐ 親族介護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 発達援助 ☐ 育児休業(利用開始月に復職しない場合)
就労または就学	1日 9 時間・週 5 日勤務(週 45 時間以上勤務)・1か月 20 日勤務 平 日: 6 時 00 分 ~ 18 時 00 分まで(うち、休憩 60 分) 土/日: 時 分 ~ 時 分まで(うち、休憩 分) 休 日: 毎週 曜日(月 日)・祝日・不定休(月 4 日程度) 就労内容: 営業 就労(就学)先住所: ○○県▲▲市□□丁目○番●号 通勤(通学)方法: ☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☐ 車 ☒ 公共交通機関 通勤(通学)時間: 行き 20 分 / 帰り 20 分 産休・育休の取得: ☐ 取得中 ☐ 取得予定 ☒ なし 取得期間: 年 月 日 ~ 年 月 日 育児短縮勤務: ☐ 取得中 ☐ 取得予定 ☒ なし 取得中の勤務時間: 時 分 ~ 時 分	1日 12 時間・週 5 日勤務(週 60 時間以上勤務)・1か月 24 日勤務 平 日: 13 時 00 分 ~ 25 時 00 分まで(うち、休憩 120 分) 土/日: 13 時 00 分 ~ 25 時 00 分まで(うち、休憩 120 分) 休 日: 毎週 曜日(月 日)・祝日・不定休(月 4 日程度) 就労内容: 看護 就労(就学)先住所: 名古屋市中区三の丸三丁目2-2 通勤(通学)方法: ☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☒ 車 ☐ 公共交通機関 通勤(通学)時間: 行き 30 分 / 帰り 30 分 産休・育休の取得: ☒ 取得中 ☐ 取得予定 ☐ なし 取得期間: R5 年 4 月 1 日 ~ R7 年 4 月 20 日 育児短縮勤務: ☐ 取得中 ☒ 取得予定 ☐ なし 取得中の勤務時間: 9 時 00 分 ~ 16 時 00 分
	傷病名: 手帳の種類: 手帳 等級: 級・度	傷病名: 手帳の種類: 手帳 等級: 級・度
	被介護(看護)者氏名: (申請児童との続柄:)	被介護(看護)者氏名: (申請児童との続柄:)
	被介護(看護)者住所: (別居の場合のみ記入) ☐ 同居	被介護(看護)者住所: (別居の場合のみ記入) ☐ 同居
	傷病名: 手帳の種類: 手帳 等級: 級・度	傷病名: 手帳の種類: 手帳 等級: 級・度
不在の場合 ☒ 単身赴任 ☐ 未婚 ☐ 離別 ☐ 離婚前提別居 ☐ 死別 ☐ その他() R6 年 3 月より別居中 居所: ○○県▲▲市□□丁目○番●号 201号	☐ 単身赴任 ☐ 未婚 ☐ 離別 ☐ 離婚前提別居 ☐ 死別 ☐ その他() 年 月より別居中 居所:	
出産予定 ☐ あり(年 月 日 予定) ☒ なし	出産予定 ☐ あり(年 月 日 予定) ☒ なし	
生活保護 ☒ 適用なし ☐ 適用あり ひとり親関係手当 ☒ なし ☐ 受給(☐ 児童	生活保護 ☐ 適用なし ☐ 適用あり ひとり親関係手当 ☐ なし ☐ 受給(☐ 児童	

■祖父母の状況

区分	父方	母方
祖父	氏名 名古屋 丸八 (生年月日: S33 年 1 月 4 日 68 歳) ☐ 別居 ☒ 同居 ※申請児童と別居の場合のみ住所を記入ください。 住所: 祖父の住所については、申請児童と別居(別世帯)の場合は、記入ください。 状況 ☐ 就労 ☒ 無就労 ☐ 入院 ☒ 通院 ☐ その他()	氏名 死別 (生年月日: 年 月 日 歳) ☐ 別居 ☐ 同居 ※申請児童と別居の場合のみ住所を記入ください。 住所: 祖父の住所については、申請児童と別居(別世帯)の場合は、記入ください。 状況 ☐ 就労 ☐ 無就労 ☐ 入院 ☐ 通院 ☐ その他()
	氏名 名古屋 百合 (生年月日: S34 年 10 月 1 日 64 歳) ☐ 別居 ☒ 同居 ※申請児童と別居の場合のみ住所を記入ください。 住所: 祖父の住所については、申請児童と別居(別世帯)の場合は、記入ください。 状況 ☒ 就労 ☐ 無就労 ☐ 入院 ☐ 通院 ☐ その他()	氏名 愛知 三河 (生年月日: S29 年 12 月 10 日 71 歳) ☒ 別居 ☐ 同居 ※申請児童と別居の場合のみ住所を記入ください。 住所: 愛知県○○市▲▲町1-3-1 状況 ☐ 就労 ☒ 無就労 ☒ 入院 ☐ 通院 ☐ その他()
	氏名 名古屋 百合 (生年月日: S34 年 10 月 1 日 64 歳) ☐ 別居 ☒ 同居 ※申請児童と別居の場合のみ住所を記入ください。 住所: 祖父の住所については、申請児童と別居(別世帯)の場合は、記入ください。 状況 ☒ 就労 ☐ 無就労 ☐ 入院 ☐ 通院 ☐ その他()	氏名 愛知 三河 (生年月日: S29 年 12 月 10 日 71 歳) ☒ 別居 ☐ 同居 ※申請児童と別居の場合のみ住所を記入ください。 住所: 愛知県○○市▲▲町1-3-1 状況 ☐ 就労 ☒ 無就労 ☒ 入院 ☐ 通院 ☐ その他()

■きょうだいが同時に利用申込みを行う場合

「保育所・認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業等の利用のご案内」の17ページを確認の上、記入してください。

- ① きょうだいのいずれかが第1希望の施設を利用できない場合、きょうだい全員が揃って利用できる第2希望以下の希望施設の利用を希望しますか。
☒ 希望する → 希望施設の記載方法について「利用のご案内」をご確認ください。 ☐ 希望しない(それぞれ希望順位が高い施設の利用を希望する)
- ② (①を「希望する」場合)きょうだい全員が揃って利用できる希望施設がない場合、それぞれの希望順位が高い施設の利用を希望しますか。
☒ 希望する ☐ 希望しない(きょうだい全員が揃って利用できる希望施設がある場合にのみ利用を希望する)
- ③ きょうだいのいずれかが希望施設を利用できない場合、利用できるきょうだいだけでも利用を希望しますか。
☒ 希望する ☐ 希望しない(きょうだい全員が希望施設のいずれかを利用できる場合にのみ利用を希望する)
- ④ (転園申込みの場合)きょうだい全員が揃って利用できる希望施設がない場合、現在利用している施設の継続利用を希望しますか。
☐ 希望する → 希望施設に現在利用している施設も記入してください。 ☐ 希望しない(きょうだい全員が揃って利用できる施設がなくても転園を希望する)

きょうだいで同時に利用申込みを行う場合は、P17をご確認のうえ、該当するものを選択してください。

■教育・保育給付認定申請の委任

委任状欄	私は、 名古屋 百合 を代理人と定め、個人番号を記載した本認定の申請に関する権限を委任します。 教育・保育給付認定保護者氏名: 名古屋 エビザベス ※教育・保育給付認定保護者以外の方が提出する場合にご記入ください。
------	--

■名古屋市記載欄

要件対象者	保育の必要な事由	優先利用	認定区分
☐ 父 ☐ 母 ☐ その他()	☐ 就労 ☐ 産前産後 ☐ 疾病 ☐ 親族介護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 発達援助 ☐ 育休中	☐ ひとり親 ☐ 生活保護 ☐ 失業 ☐ 障害 ☐ 育休あけ ☐ きょうだい利用 ☐ 卒園児 ☐ その他()	☐ 標準時間 ☐ 短時間
認定期間	自 年 月 日	至 満3歳の前日 ☐ 小学校就学前 ☐ 年 月 日	
番号確認	☐ 個人番号カード ☐ 通知カード ☐ 住民基本台帳確認 ☐ 番号記載住民票 ☐ その他() ☐ 記載拒否	身元確認 ☐ 個 運 バ 在 障 他()	備考

きょうだいが同時に利用申込みを行う場合の申込書記載項目について

きょうだいで同時に利用申込みを行う場合、申込書の右下にある項目を必ず選択してください。
なお、①～③の選択内容はきょうだいで必ず統一してください。

① きょうだいのいずれかが第1希望の施設を利用できない場合、きょうだい全員が揃って利用できる第2希望以下の希望施設の利用を希望しますか。☐ 希望する【ア】 ☐ 希望しない【イ】

<注意1> 【ア】の場合、きょうだいで同じ施設を同じ希望順位で記入してください。

（例）きょうだいのいずれかが第1希望を利用できず、第2希望できょうだい全員が利用できる場合にはB保育園で利用決定しますが、第2希望までで同じ施設を利用できない場合には、きょうだいそれぞれの希望順位の高い施設から順に利用決定します（C 保育園をきょうだい全員が利用できる場合でも、希望順位がより高い施設にきょうだい別園で利用決定する可能性があります）。

希望順位	きょうだい①	きょうだい②
第1希望	A 保育園	A 保育園
第2希望	B 保育園	B 保育園
第3希望	C 保育園	F 保育園
第4希望		C 保育園

② （①を「希望する」場合）きょうだい全員が揃って利用できる希望施設がない場合、それぞれの希望順位が高い施設の利用を希望しますか。☐ 希望する【ウ】 ☐ 希望しない【エ】

- ◆ 【エ】は、きょうだいのいずれかだけであれば利用できる場合や、別園であればきょうだい全員が利用できる場合でも、きょうだい全員の結果が保留となります。

③ きょうだいのいずれかが希望施設を利用できない場合、利用できるきょうだいだけでも利用を希望しますか。☐ 希望する【オ】 ☐ 希望しない【カ】

- ◆ ②で【エ】を選択した場合は、【カ】を選択してください。
（同じ施設の場合のみ利用を希望する＝すべての児童が利用できる場合のみ利用する）
- ◆ 【カ】は、きょうだいのいずれかだけであれば利用できる場合でも、きょうだい全員の結果が保留となります。

★ 転園申込みをするきょうだいがいる場合

④ （転園申込みの場合）きょうだい全員が揃って利用できる希望施設がない場合、現在利用している施設の継続利用を希望しますか。☐ 希望する【キ】 ☐ 希望しない【ク】

- ◆ ①で【イ】を選択した場合は、【ク】を選択してください。
- ◆ 【キ】は、転園を希望するきょうだいだけが利用できる場合や、別園であればきょうだい全員が利用できる場合に、転園を希望するきょうだいは転園決定せず、現在利用している施設を継続することができます。希望施設に現在利用している施設も記入してください。
- ◆ 【ク】は、転園を希望するきょうだいだけが利用できる場合や、別園であればきょうだい全員が利用できる場合には、転園を希望するきょうだいの結果は転園決定となります。

10 利用者負担額（保育料）等

利用者負担額（保育料）は、お子さんの属する世帯の負担能力に応じて、階層別に決定します。

幼児教育・保育の無償化の実施により、3歳児クラスから5歳児クラスのお子さん、市民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスのお子さんについては、利用者負担額（保育料）が無料となります。ただし、3歳児クラスから5歳児クラスのお子さんの給食費については、実費負担（施設が徴収）となります。

（１）利用者負担額（保育料）の決め方

お子さんの属する世帯の父母（事実婚を含む）及び生計主宰者である祖父母等の市民税所得割課税額※の合計により階層を決め、階層に応じて利用者負担額（保育料）を決定します。保育短時間認定の場合は、保育標準時間認定の月額額の98.3%を基準に本市が定める額になります。

利用者負担額（保育料）等については利用者負担額等決定通知書にてお知らせいたします。（令和7年4月からの利用の場合は、施設の利用決定とは別に、令和7年3月下旬に区役所より通知書を送付します。）

詳しくは利用者負担額等決定通知書に同封する「利用者負担額（保育料）のお知らせ」または「ここなご」をご覧ください。

※4月～8月分は令和6年度、9月～3月分は令和7年度の税額（税源移譲前の税率で算定した額）によります。

なお、税額控除は適用されません。

（２）副食費免除対象者※の決め方（3歳児クラスから5歳児クラス）

利用者負担額（保育料）と同様に、お子さんの属する世帯の父母（事実婚を含む）及び生計主宰者である祖父母等の市民税所得割課税額の合計により決定します。

副食費（おかず・おやつ等）の徴収免除対象となる場合は、利用者負担額等決定通知書にてお知らせいたします。（令和7年4月からの利用の場合は、施設の利用決定とは別に、令和7年3月下旬に区役所より通知書を送付します。）

※年収360万円未満相当世帯（市民税所得割額57,700円未満（ひとり親世帯等に限り77,101円未満））

のお子さんと小学校就学前のお子さんのうち第3子以降のお子さんは、副食費の実費負担が免除となります。

（３）利用者負担額（保育料）等の変更

世帯の状況や課税状況に異動や変更があった場合は、年度の途中でも利用者負担額（保育料）等が変更することがあります。異動や変更があった場合は、お住まいの区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課までお伝えください。

① 世帯の異動（保護者の婚姻や離婚、生計主宰者である祖父母等の転居等）があった場合

⇒ 区役所民生子ども課が変更を知った翌月から、利用者負担額（保育料）等が変更となる場合があります。（変更を知った日が月の初日の場合は、その月の分から変更となります。）

② 税額に変更（税の修正申告を行った等）があった場合

⇒ 変更後の税額により利用者負担額（保育料）等を再計算し、遡って変更となる場合があります。

また、毎年9月以降の利用者負担額（保育料）等を、当年度の市民税額で再計算します。利用者負担額（保育料）等に変更がある場合は、8月末頃に利用者負担額等決定通知書を送付します。

(4) 利用者負担額（保育料）の納付方法

施設	納付方法
保育所	本市に直接納付していただきます。 納付には便利な口座振替をご利用ください。 ○ 口座振替の申込用紙は、原則利用決定通知に同封しますので、手続きをお願いします。お子さん一人一人について手続きが必要です。 ○ 転園する場合や認定保護者を変更する場合は、口座振替の申込みが再度必要な場合がありますので、お住まいの区の区役所民生子ども課へご確認ください。
認定こども園 地域型保育事業	利用者負担額（保育料）は直接施設に納付していただきます。 納付方法については、各施設にご確認ください。

(5) 利用者負担額（保育料）等以外の費用負担

施設により、保護者会費や制服代、教材費等の費用が別途必要な場合があります。詳細については施設へご確認ください。

(6) その他

- 利用者負担額（保育料）は月額制です。欠席をされても基準の額を納めていただきます。
- 生計主宰者の方の失業（自己都合は除く）や事業の倒産、長期病気療養、災害被災等により、利用者負担額（保育料）の支払いが困難になった場合や、お子さんが長期にわたり入院する場合は、一定の基準を満たすと利用者負担額（保育料）が減額される場合がありますので、お住まいの区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課へご相談ください。
- 利用者負担額（保育料）等を滞納された場合、保育所の場合は認定保護者への滞納処分が行われます。また、認定こども園、地域型保育事業については、民事上必要な手続きをとられるとともに、利用契約に基づき施設を利用できなくなる場合があります。

11 施設利用開始後の手続き

施設利用開始後は、20ページから22ページに記載した手続きが必要になります。お住まいの区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課に必要書類をご提出ください。

申請手続きが遅れると利用者負担額（保育料）等に影響が生じる場合がありますので、認定の内容等に変更があった場合は速やかにお手続きください。

認定申請内容変更届

保護者の氏名・居住地及び連絡先や、お子さんの氏名が変更となる場合は、利用中の施設に伝えるとともに、お住まいの区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課へ認定申請内容変更届をご提出ください。

認定変更申請書

現在、認定されている保育の必要な事由や保育の必要時間、認定の有効期間、利用者負担額（保育料）等に関することに変更がある場合は、利用中の施設に伝えるとともに、お住まいの区の区役

所民生子ども課または支所区民福祉課へ認定変更申請書をご提出ください。

なお、家庭でお子さんの保育ができない状況に変更があった場合は、7ページの表にある必要書類もあわせてご提出いただきます。

申請書類及び必要書類を受理後、原則翌月の初日から認定の内容を変更いたします。

様式は区役所民生子ども課や支所区民福祉課で配布しており、また、「ここなご」からダウンロードすることも可能です。

施設の退所・認定の取消し

保育の必要な事由を満たさなくなり、家庭での保育が可能になった場合や市外に転出する場合等は、施設の退所手続き及び認定の取消しの手続きが必要となります。お住まいの区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課に必要な書類をご提出ください。

区 分	施 設 の 退 所	認 定 の 取 消
保育所を利用している方	・ 施設に申出 ・ 区役所・支所に保育利用辞退届を提出	・ 区役所・支所に 認定取消届を提出 ・ 支給認定証を返還
認定こども園や地域型保育事業を利用している方	・ 施設に申出 ・ 保護者と施設とで利用契約の解除	

また、認定期間内であっても、長期欠席や虚偽の申請、書類の不足、施設の管理上支障がある場合等には、施設を退所していただくことがあります。

現況届（用紙は、必要な時期に施設を通して配布します）

保育の必要な事由の確認のために、原則として年1回「現況届」の提出をしていただきます。提出がない場合、施設の利用ができなくなることがありますので、必ずご提出ください。

転園を希望する場合

利用期間中に現在利用中の施設から他の施設への転園を希望する場合は、新規の利用申込みと同様の手続きが必要です。施設の定員を超える申込みがあったなどの理由で、希望するすべてのお子さんが利用できない場合には、新規の利用申込みと同様に「利用調整基準表」に沿って利用調整を行い、利用者を決定します。

なお、転園申込みをすると、締切日以降は転園申込みの取下げができなくなります。利用調整の結果転園が決定した場合は、現在利用している施設を継続して利用することができなくなりますのでご注意ください。

また、転園先施設でも原則利用開始当初には、お子さんが施設に慣れるため、短い利用時間から始めること（「ならし保育（なれ保育）」といいます。）があります。利用者負担額（保育料）等以外の費用負担や保育方針等についても、施設へ必ずご確認ください。

【具体的な手続きの例】

状況	認定変更申請書	認定申請内容 変更届	保育利用辞退届 (保育所のみ)	認定取消届	備考
世帯構成の変更等により名字が変わった場合	—	○	—	—	
市内で転居した場合	—	○	—	—	
名古屋市外に転居した場合	—	—	○	○	認定は取消され、退所になります。
3歳未満のお子さん（3号認定）で、保育の必要性がなくなった場合	—	—	○	○	認定は取消され、退所になります。
3歳以上のお子さん（2号認定）で、保育の必要性がなくなった場合	—	—	○	○	認定は取消され、退所になります。1号認定の定員のある施設の場合、利用が継続できる場合があります。
認定期間が満了したため、施設を退所する場合	—	—	○	—	認定の更新手続きがされない場合、施設は退所になります。
認定期間が満了後に引続き施設利用が必要な場合	○	—	—	—	認定期間満了前に申請書および必要書類をご提出ください。
就労先を変更したが、保育の必要な事由は変わらない場合	—	—	—	—	就労証明書を区役所民生子ども課または支所区民福祉課にご提出ください。
求職活動をしてきたが就職が決まった場合	○	—	—	—	就労証明書を区役所民生子ども課または支所区民福祉課にご提出ください。
退職し、新たに求職活動を開始する場合	○	—	—	—	求職活動申立書を区役所民生子ども課または支所区民福祉課にご提出ください。
就労で利用しているが、育児休業を取得する場合	○	—	—	—	就労証明書を区役所民生子ども課または支所区民福祉課にご提出ください。
短時間認定から標準時間認定に変更する場合	○	—	—	—	就労証明書等、保育時間の変更内容がわかる書類を区役所民生子ども課または支所区民福祉課にご提出ください。
世帯構成の変更があり、利用者負担額（保育料）が変わる可能性がある場合	○	—	—	—	
産前産後期間（産前8週間から産後8週間）に該当することとなった場合	○	—	—	—	母子健康手帳の写し等、出産予定日のわかる書類を区役所民生子ども課または支所区民福祉課にご提出ください。
満3歳になり、3号認定から2号認定にかわる場合	—	—	—	—	手続きは不要です。2号認定の認定証を送付いたします。

※教育・保育給付認定の取消・変更時は、交付済みの支給認定証を返還してください。

12 施設の利用等に関するQ&A

(1) 利用申込みについて

Q 居住の区とは別の区の保育所等に利用申込みをすることはできますか？

A できます。利用申込みについては、お住まいの区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課で受付けます。申込書には別の区の施設も含めた希望順で、希望施設を全てご記入ください。

Q 4月1日からの利用の場合、申込み時点で出産前でも申込みできますか？

A 利用開始希望日時点でお子さんが受入月齢を超える見込みがある場合は、申込み可能です。結果については、出生確認後に通知します。

なお、受入月齢等施設情報については、本市公式ウェブサイトに掲載しておりますのでご確認ください。

Q 申込み後に希望施設の追加・変更をする場合や申込みをやめる場合の手続きはありますか？

A 書類の提出等手続きが必要となりますので、お住まいの区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課にご相談ください。

(2) 提出書類について

Q 申込書の希望施設は第6希望まで全て記入しなければいけませんか？

A 申込書の第6希望までの記入欄について全てを記入する必要はありませんが、利用調整は記入された希望施設について行われます。より多くの施設を記入した方が、施設を利用できる可能性が広がることとなりますので、希望施設は可能な限り第6希望まで記入するようお願いします。

また、希望施設の利用ができない場合で、利用申込み時に希望施設以外の施設の利用も希望した方には、すべての申込みにかかる利用調整終了後、希望施設以外の施設に空きがあれば、個別にご案内します。

Q きょうだいで申込みする場合、書類は人数分必要ですか？

A きょうだいで利用申込みの場合には、利用申込書と状況確認票はお子さんの人数分必要となります。家庭においてお子さんの保育ができない状況を確認する書類や税額を確認する書類（就労証明書や所得証明書等）は、1部で結構です。

Q これから転職する予定ですが、就労証明書は現在の証明書と新しい会社の証明書とどちらが必要ですか？

A 就労証明書は現在の会社と新しい会社の両方が必要です。

(3) 利用調整について

Q パートや派遣での就労の場合、ランクに影響はありますか？

A 原則、雇用形態は利用調整に影響しません。利用調整では、就労の日数や時間等を考慮します。ただし、自営業専従者や内職等の場合は1ランク下げる取扱いとしています。

Q 利用調整上、申込みが早い方が優先されますか？利用保留期間が長い方が優先されますか？

A 利用調整は利用調整基準表に基づいて行います。申請順や利用保留期間は考慮されません。

Q 複数の施設に利用希望を出した場合、どのように利用調整されますか？また、第1希望のみ希望した場合には優先されますか？

A 複数の希望施設の利用が可能となった場合には、利用可能となった施設の中の最も希望順位の高い施設で決定します。また、希望施設の多少による利用調整の優劣は一切ありません。

その他、本市公式ウェブサイトにもよくあるお問合せの内容を掲載しています。
<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/8-14-4-1-6-0-0-0-0-0.html>



13 その他

(1) さまざまな保育サービス

さらに、以下のような特別保育事業を実施している施設があります。 （令和6年9月現在）

※サービスによっては利用料が必要な場合があります。

延長保育事業

11時間の開設時間を超えて保育しています。

おおむね午後7時まで （公立69か所 民間399か所）

おおむね午後8時まで （民間19か所）

おおむね午後10時まで （民間 4か所）

おおむね午前0時まで （民間 2か所）

夜間保育

民間 4か所

保護者の就労等で夜間の保育を必要とするお子さんを午前1時または午前2時まで保育します。また、夜間保育に加えて開所時間よりも前に延長している施設もあります（正午から午後2時）。

一時保育事業

公立 4か所 民間 60か所

週3日を限度に家庭で保育できない場合や保護者の疾病などで一時的に家庭保育ができない場合などに利用できる一時保育を実施しています。また、公立保育所80か所で、リフレッシュ保育に特化した「リフレッシュ預かり保育事業」を、小規模保育事業所7か所で、0～2歳（満3歳到達後の3月31日まで）を対象とした「小規模保育事業所における一時保育事業」を実施しています。

24時間緊急一時保育事業

民間 2か所

保護者の病気や就労等で緊急にお子さんを預ける必要がある場合に、一時的に保育します。月3回まで利用でき、夜間・宿泊も含め、24時間365日対応します。

休日保育事業	公立 3か所 民間 13か所
---------------	----------------

施設を利用中のお子さんで、日曜や祝日に保護者の就労等で保育が必要な場合に保育します。

産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業	公立 7か所 民間 111か所
----------------------------	-----------------

安心して子育てに専念できるよう、産休あけ・育休あけの職場復帰の時に利用する施設をあらかじめ予約できる制度を実施しています。

地域子育て支援センター事業	公立 18か所 民間 32か所
----------------------	-----------------

地域の子育て家庭を支援するため、親子の交流の場を提供し、子育てに関する相談を受け、子育てセミナーなどを実施しています。

病児・病後児デイケア事業	22か所（病児病後児20か所・病後児のみ2か所）
---------------------	--------------------------

保護者の就労等を理由に家庭での保育ができない集団保育が困難な病児または病後児を、一時的に保育します。予約等が必要です。

※一時保育事業、24時間緊急一時保育事業、休日保育事業、産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業、地域子育て支援センター事業、病児・病後児デイケア事業のご案内を区役所民生子ども課や支所区民福祉課で配布しています。

（２）認可外保育施設及び企業主導型保育事業

企業主導型保育事業を含む認可外保育施設については、児童福祉法の中で、地方自治体への設置開設の届出や運営状況の報告、利用者に対する契約内容の説明及び契約書面等の交付等を義務づけた「届出制」が定められています。これには、認可外保育施設の効率的な掌握のほか、届出事項の公表によって悪質な施設を排除するという目的があります。本市に届出がされている認可外保育施設の情報については、本市公式ウェブサイト内にて公表しています。

なお、企業主導型保育事業の利用にあたっては支給認定証が必要になる場合がありますので、事業所へ事前にご確認ください。（支給認定証の申請は区役所民生子ども課や支所区民福祉課で受付けています。）

（３）私立幼稚園における預かり保育拡充事業

私立幼稚園において、保育の必要な事由に準じた保育を必要とする園児を対象に、教育時間終了後の夕刻や夏休み等に、従来から実施している預かり保育を拡充する事業を19か所で実施しています。

※事業実施幼稚園以外でも、多くの幼稚園で子育て支援の一環として教育時間終了後の夕刻や夏休み等に預かり保育を実施しています。詳しくは幼稚園に直接お問い合わせください。

（４）私立幼稚園における2歳児の受入事業

私立幼稚園6か所において、保護者の就労等により保育を必要とする2歳児を対象として、1日8時間程度の預かりを実施しています。利用を希望する場合には、幼稚園に直接お問い合わせください。

（５）公立保育所の社会福祉法人への移管

公民の役割分担や民間活力活用の観点から、一部の公立（市立）保育所を公募により選定された社会福祉法人に移管しています。条例に基づく職員配置基準や世帯の所得に応じて決定する利用者負担額（保育料）などは変わりません。また、行事や持ち物などについても、大きな変更がないようにする一方で、施設名が変わり、保育士などの市職員が法人職員に交代する等変更する部分もあります。

移管前々年度に移管先となる社会福祉法人を公募・選定し、移管前年度には保育内容（保育方針、子どもや保護者とのかかわり、行事、アレルギー対応など）を引継ぐため、複数名の移管先法人の保育士と公立保育所の保育士がともに保育（「引継ぎ共同保育」といいます。）を行います。

【移管予定の公立保育所】

（令和６年９月現在）

区	施設名	移管年度	移管後に卒園を迎える クラス年齢※ ^１ （令和７年度）
北 区	名城保育園※ ^２	令和９年度	０～３歳児
南 区	豊田保育園	令和８年度	０～４歳児
守山区	天子田保育園	令和８年度	０～４歳児
	鳥羽見保育園	令和９年度	０～３歳児
	森孝保育園	令和９年度	０～３歳児

※１ クラス年齢…令和７年４月１日現在の年齢

※２ 名城保育園（北区）は、移管後、現地において引続き運営した後、市営城北荘の敷地内に新園舎の整備を行い、令和１３年頃移転する予定です。

◎ 名城保育園（北区）以外の施設については、譲渡方式により引続き現地で運営します。なお、園舎が老朽化していることから、移管後に移管先法人が園舎の改築をする場合があります。

◎ 南陽第二保育園（港区）は、令和６年度末をもって廃園し、社会福祉法人へ移管する予定です。

（６）公立保育所のリニューアル改修

公立保育所は、概ね築４０年程度を目安に、構造体の耐用年数（概ね築８０年）まで建物を使うことを目標にリニューアル改修を行っています。リニューアル改修は、保育所がお子さんにとってより良い環境となるよう、施設の設備や外壁等の改修及び間取りの変更等をまとめて行うものであり、目標使用年数を見据えて現在の社会的要求水準を満たすように整備し、施設の性能・機能の向上を図ります。

★名古屋市の公立保育所のリニューアル改修についての詳細は、
名古屋市公式ウェブサイトよりご確認ください。

<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/8-14-4-1-13-0-0-0-0-0.html>



14 お問い合わせ先

お住まいの区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課へお問合せください。

区	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
千種区	〒464-8644	千種区星が丘山手 103	753-1841	751-3120
東区	〒461-8640	東区筒井一丁目 7-74	934-1192	936-4303
北区	〒462-8511	北区清水四丁目 17-1	917-6518	917-6512
楠支所	〒462-0012	北区楠二丁目 974	901-2264	902-1843
西区	〒451-8508	西区花の木二丁目 18-1	523-4591	523-4630
山田支所	〒452-0815	西区八筋町 358-2	501-4971	503-3986
中村区	〒453-8501	中村区松原町 1 丁目 23-1	433-2985	433-2068
中区	〒460-8447	中区栄四丁目 1-8	265-2317	241-6986
昭和区	〒466-8585	昭和区阿由知通 3-19	735-3902	735-3909
瑞穂区	〒467-8531	瑞穂区瑞穂通 3-32	852-9393	852-9375
熱田区	〒456-8501	熱田区神宮三丁目 1-15	683-9911	682-0346
中川区	〒454-8501	中川区高畑一丁目 223	363-4412	363-4302
富田支所	〒454-0985	中川区春田三丁目 215	301-8361	301-8661
港区	〒455-8520	港区港明一丁目 12-20	654-9712	651-1190
南陽支所	〒455-0873	港区春田野三丁目 1801	301-8342	301-8411
南区	〒457-8508	南区前浜通 3-10	823-9396	823-9426
守山区	〒463-8510	守山区小幡一丁目 3-1	796-4601	796-4627
志段味支所	〒463-0003	守山区下志段味一丁目 1401	736-2187	736-4670
緑区	〒458-8585	緑区青山二丁目 15	625-3951	621-6858
徳重支所	〒458-0852	緑区元徳重一丁目 401	875-2213	875-2215
名東区	〒465-8508	名東区上社二丁目 50	778-3095	774-2781
天白区	〒468-8510	天白区島田二丁目 201	807-3893	807-3829

★施設情報及び利用案内・様式のダウンロードなど

《名古屋市 教育・保育情報サイト【ここなご】》

<https://kodomokosodate.city.nagoya.jp/firstuse/need.html>



令和6年9月作成：名古屋市子ども青少年局 保育部 保育企画課
〔このパンフレットは再生紙（古紙パルプを含む）を使用しています。〕

